

上勝町介護予防活動センター 指定管理者募集

令和2年4月1日から管理を行う上勝町介護予防活動センターの指定管理者を募集しています。

◎施設の名称及び位置

管理を行う施設の名称	施設の所在地
上勝町介護予防活動センター	上勝町大字福原字下日浦94番地4

◎申込資格

- (1) 町内の団体であること。
- (2) 団体又はその代表者等が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者。
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2, 第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者。
 - カ 国税及び地方税を滞納している者。
 - キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ク 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体
 - ケ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

◎申込受付期間及び時間

(受付期間)

令和2年1月6日(月)から令和2年2月3日(月)まで

(受付時間)

午前8時30分から午後5時まで

◎申込書類

- (1) 申請書(別記様式第1号)及び関係の提出書類
- (2) 申立書(第1号様式)
- (3) 管理業務の計画書(様式4-1～様式4-3)
- (4) 管理に係る収支計画(様式5-1～様式5-3)
- (5) 団体等の定款、規約等、事業報告及び代表者の身分証明書(法人は登記簿謄本)
- (6) 団体の経営状況を説明する書類

◎管理運営の考え方

- (1) この施設の性格
高齢者等の健康を増進すると共に介護予防に資することにより、生きがいをもった豊かな生活を支援する目的で設置された、総面積240平方メートル・木造平屋建ての施設であり事務室を中心として、調理室・研修室アクティビティ室・展示室・倉庫2部屋等の部屋を有する施設です。
この施設の設置目的を達成するため、民間事業者の経営ノウハウや努力、創意工夫により、利用者数の一層の増進を図り、より効率的で効果的な運営が期待できる施設です。
- (2) 休館日及び開閉館時間
上勝町介護予防活動センターの設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第7条の規定以内で指定管理者が定めます。
- (3) 施設の利用許可及び利用の制限等について
条例第10条及び上勝町介護予防活動センター管理規則(以下「規則」という。)第3条及び第4条に基づき、許可及び利用の制限等を行って下さい。
- (4) 利用料金について
条例第6条、規則第6条及び第7条に基づき実施して頂きます。
- (5) 施設の管理運営に伴う人員の確保及び資格について
施設の管理運営に必要な人員又は資格者等(食品衛生管理者、安全運転管理者、危険物取扱者等)は、指定管理者において配置して下さい。
ただし、人員確保にあたっては、上勝町内の雇用を優先すること。
- (6) 上勝町個人情報保護条例の適用について
指定管理者は、上勝町個人情報保護条例の規定が適用され、施設の管理を行うにあたり保有する個人情報の取り扱いに関して町と同等の責務を負う。また、町から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない。
- (7) 上勝町情報公開条例の適用について
指定管理者は、上勝町情報保護条例の規定が適用され、施設の管理を行うにあたり、情報公開について町と同等の責務を負う。
- (8) 施設の維持管理費として、年間556,000円を交付する。
- (9) その他について
 - ・指定管理者は、上勝町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例を遵守すること。
 - ・大規模修繕を要する場合は、別途協議するものとする

◎指定管理者が行う業務

- (1) 上勝町介護予防活動センターの施設の利用の許可に関する業務。
- (2) 利用料金(地方自治法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。)の徴収, 減免に関する業務。
- (3) 上勝町介護予防活動センターの施設及び設備の維持管理に関する業務。
- (4) 上勝町介護予防活動センターの総合案内に関する業務。
- (5) 地域資源の展示に関する業務。
- (6) その他関連事業に関する業務。
- (7) 上勝町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条に基づく業務。
- (8) 前各号に掲げるもののほか, 上勝町介護予防活動センターの管理運営に関して町長が必要と認める業務。

◎指定期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日(4年間)

◎選定基準

- (1) 事業計画書の内容が, 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が, 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか, 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

◎その他

- (1) 様式及び資料等は, 上勝町住民課まで申し込み下さい。
(提供可能資料)
 - ・上勝町介護予防活動センターの設置及び管理に関する条例及び規則
 - ・上勝町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例
 - ・上勝町個人情報保護条例及び上勝町情報公開条例
 - ・上勝町介護予防活動センター平面図
- (2) 申込者からの聞き取り調査について
必要に応じて, 申込者から提出書類について聞き取り調査を行います。
なお, 聞き取り調査を行う場合には, 事前にご連絡致します。
- (3) 選定結果等の公表について
選定結果については, 公表する場合があります。

◎お問い合わせ及び申込書の提出先

上勝町役場住民課

住所 〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1

電話 08854-6-0111